New

2025.12.12

住宅ローン減税の期間延長：2025 年入居まで→2030 年までを対象に！

☆今年、間に合わなかった方へ朗報です！！

2025 年 3 月国会成立した税制改正による住宅ローン控除。対象期限を見直して 5 年延長 2030 年入居までを対象にする方針であることが発表されました！

※住宅ローン控除とは、マイホーム購入の際に 10 年以上の住宅ローンを組んだ住宅取得者の皆さまの税金を還付する制度です。

☆延長されるだけでも住宅購入の追い風ですが、さらに、内容が良くなっております！

2025 年入居までの制度は、物件が新築と中古では期間や金額に差があり中古の場合の減税効果が低かったのですが、2030 年までの 5 年は、新築中古の差を縮める方針です。

控除期間は一律で 13 年間（控除率 0.7%）、適用限度額を最大で、新築 5,000 万円（現行を据え置き）・中古 4,500 万円（中古は 1,500 万円増額）で最終調整です！良いマイホーム選びへ選択肢が広がります！

また、マンションの床面積要件が緩和されました。

☆実際に「いくら」が控除される？？戻ってくるのか？？

【全世帯対象】

年間 21 万円～31.5 万円

控除期間 13 年だと **273 万円～409.5 万円が控除**されます！

Attention !!

【子育て世帯・若者世帯】

年間 28 万円～35 万円

控除期間 13 年だと **364 万円～455 万円が控除**されます！

子育て・若者世帯は限度額が上乗せされているため、購入当初のローン残高が多い時期に、より多くの税金が戻ってきますね！

☆控除限度額は、お客様構成・住宅の性能等により異なります。

子育て世帯・若者世帯の詳細、単独ローン・ペアローンでの違い、マンションの床面積要件など、当社では住宅購入プランの無料相談を行なっています。お客様・物件ごとにご説明させていただいております！

物価上昇・金利上昇の時代。

どの控除が対象になるかお気軽にお問合せをよろしくお願い致します！！